

鳥取県武道指導推進委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県武道指導推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 本委員会は、国事業「武道等指導充実・資質向上支援事業（テーマ（1）多様な武道等指導の充実）」の受託に伴い、当該国事業の公募要領に定められている有識者会議として設置するものであり、次の事項を協議する。

- (1) 安全に考慮するなど指導内容のあり方について
- (2) 外部指導者の活用方策のあり方について

(組織)

第3条 委員は、次に掲げるもののうちから鳥取県教育委員会が任命する。

- (1) 柔道・剣道・相撲・空手道の各連盟関係者
- (2) 学校教職員
- (3) 保護者代表

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から当該年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長（委員長が定める前にあつては鳥取県教育委員会教育長）が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半分以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局体育保健課において行う。

附則 この要綱は、平成26年7月24日から施行する
この要綱は、平成30年8月30日から施行する
この要綱は、令和元年9月25日から施行する